

居宅介護支援・介護予防支援重要事項説明書兼契約書

1 事業所の名称等

- (1) 事業所名称 社会福祉法人 恵和福祉会
老人保健施設 緑風 指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 北見市緑ヶ丘3丁目29番8号
- (3) 電話番号 0157-24-2806
070-1307-7818 (休日・夜間)
- (4) 事業所番号 北海道 0155080047号
- (5) 管理者 主任介護支援専門員 佐藤 ちあき

2 営業日及び営業時間

- 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
 - 休日 土曜・日曜日 年末年始(12/30～1/3)
- (ただし、電話での相談は休日も含めて24時間対応しています)

3 職員の種類、員数及び職務内容

- 管理者 1名
 - 介護支援専門員 3名以上 (1名 管理者兼務)
- 管理者は職員の管理及び業務の管理を行います。介護支援専門員はサービス計画作成、サービス担当者会議の開催、関係機関との連携等を行います。

4 実施地域

北見市(常呂町、留辺蘂町を除く北見市)

5 事業の目的

指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態等にある高齢者に対し適正な居宅介護支援及び介護予防支援を提供することを目的とします。

6 運営の方針

利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、公正、中立に利用者の選択に基づき適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように支援します。
指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の実施にあたっては関係機関、他の指定居宅介護及び指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業者、介護保険施設との連携に努めます。

7 契約の期間

- (1) この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までと致します。
- (2) 契約満了の1週間前までに、利用者から当事業所に対して、文書等にて申請がない場合、契約は自動更新されるものと致します。

8 契約の終了

- (1) 利用者は当事業所に対し、文書等にて通知、告知し契約を解約することが出来ます。
- (2) 当事業所がやむを得ない事情がある場合については、利用者に対し一ヶ月以上の予告期間をもって契約を解約することができます。その場合、利用者が困惑しないよう当該実施区域の事業所との連携を図るよう致します。
- (3) 次に該当した場合については自動的に終了致します。
 - ① 利用者が指定介護保険施設に入所した場合。(介護老人保健施設を除く)
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

9 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援事業所の提供方法と内容

- (1) 当事業所は、利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
- (2) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の支援
 - ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握致します。
 - ② 当該地域における指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容、利用料の情報を社会資源の説明資料等を用いて提供致します。ついては、複数事業者の紹介を利用者及びその家族に説明し、利用者にサービスの選択を求めます。また、利用者及びその家族は居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に事業者を位置付けた理由を求め、その際の説明も行います。
 - ③ 提供されるサービスの目標、その他の達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書の原案を作成致します。
 - ④ サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の原案について専門的な意見を求め、利用者に適したサービスが提供できるように努めます。

- ⑤居宅サービス計画及び介護予防サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか可否を区分した上で、種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者及びその家族から同意を得ます。
- ⑥居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に位置付けたサービス事業所等に対して、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画との整合性を確認します。
- ⑦当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた割合等につき説明を行います。

(3) 経過観察・再評価

- ①利用者及びその家族と随時連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状況について、定期的又は状態の変化等に応じて再評価を行い必要に応じて、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更案の作成を致します。

(4) 要介護認定及び要支援認定に関わる援助

要介護認定及び要支援認定の更新、状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行なわれるように支援いたします。又、利用者が希望する場合は認定に係る代行申請を行ないます。

(5) 医療機関への介護支援専門員に係る情報の提供

利用者が医療機関に入院した場合は担当介護支援専門員の氏名、連絡先等を医療機関に提供いただくよう説明を行い、対応を求めます。

(6) 医療機関への利用者に係る情報の提供

介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けた場合、その他必要と認めるときは、利用者の服薬情報、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に情報提供します。

(7) 給付管理

居宅サービス計画等の作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、国民健康保険団体連合会に申請、提出致します。

(8) 施設入所への支援

利用者が指定介護保険施設への入院、入所を希望した場合、利用者に対して指定介護保険施設の案内、その他を支援致します。

(9) 困難事例の対応

北見市高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)から困難事例の紹介があった場合は、関係機関・事業所と連携を図り対応致します。

10 サービス提供の記録

指定居宅介護支援及び指定介護予防事業の提供に関するサービス実施記録を作成し、これを契約終了後二年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧、又は、その複写物を交付するものとします。

11 利用料金

(1) 代行申請、居宅介護支援及び介護予防支援計画作成については利用者の負担はありません。

居宅介護支援及び介護予防支援における利用料金およびその他の費用については別紙2のとおりです。

(2) 通常の実施地域(常呂町、留辺蘂町を除く北見市)を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収することとし、自動車を使用した場合の交通費は片道25kmを越えた時点より1kmにつき交通費として25円を徴収するものとします。

12 虐待の防止について

(1) 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員者に対する研修を実施します。
- ② 利用者及びその家族からの苦情に対応するための体制を整備します。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

(3) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

13 ハラスメントの防止について

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の対策に取り組みます。

14 秘密保持

サービス提供にあたり知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後も第三者にもらすことはありません。但し、サービス計画作成等に必要とされる場合については利用者及びその家族の承諾を得るものと致します。

15 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものと致します。又、状況についての記録をし、支援終了後2年間は保管するものとします。

16 賠償責任

指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に当たって当事業所の介護支援専門員が利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、当事業者がその損害を賠償致します。又、利用者の故意又は重大な過失によって当事業所の介護支援専門員が損害を受けた場合は利用者及び代理人に損害賠償を請求することができるものと致します。

17 相談、苦情処理

当事業所は、利用者からの相談、苦情処理等に関する窓口を設置し、自ら提供した指定居宅介護支援及び指定介護予防支援、又は居宅サービス計画等に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し迅速かつ適切に対応するものと致します。

(1) 当事業所窓口

- ①管理者 佐藤 ちあき
- ②受付時間 月～金 午前8時45分～午後5時15分

(2) 行政機関その他受付機関

- ①北見市役所介護福祉課
 - 所在地 北見市大通り西3丁目1番地1 1階
 - 電話番号 0157-25-1144
- ②北海道国民健康保険団体連合会
 - 所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内
 - 電話番号 011-231-5161

18 身分証携帯の義務

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し利用者及びその家族から掲示の請求があった場合、いつでも掲示致します。

19 個人情報の保護

- (1) 当事業所では、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護法ならびに当法人が定めた個人情報保護方針に基づき、適正な取り扱いを推進し、漏えい等の問題に対処する体制を整備します。

- (2) 当事業所では、利用者の個人情報を内部規定に従って収集するとともに、別紙「利用者様の個人情報の保護について」および「通常の業務で想定される個人情報の利用目的」を示し、あらかじめ個人情報の取り扱いについて、説明し同意を得るものとします。
- (3) 「通常の業務で想定される個人情報の利用目的」以外の事柄が生じた場合には、改めて利用者から同意を得るものとします。

20 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

21 契約事項外条項

この契約締結及び介護保険法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者当事業所との協議によって定めます。